

これまでの宿題事項について

— 歯科診療について③ —

第 1 歯科疾患の総合的管理

1 前回示した論点

歯科医療の実情を踏まえて、口腔全体や歯科疾患の継続管理を含めた総合的な歯科診療に係る指導管理体系の見直しを行うことが必要ではないか。

2 前回の主な意見

- 歯科疾患を総合的に管理していくとの方向性については賛成するが、一つの疾患しか有しない患者もいることから、既存の歯周疾患指導管理料や歯科口腔衛生指導料は併存させるべきではないか。
- 患者から見て分かりやすい指導管理体系の観点から、既存の指導料は廃止し、歯科疾患を総合的に管理していくことが望ましいのではないか。

3 具体的な取組の評価

う蝕のみ又は歯周病のみを有している症例は少ないことや、歯周病が重症化するに伴うう蝕の本数が増加すること等から、う蝕あるいは歯周病のみを対象とした疾患別の指導管理にとどまらず、口腔全体の疾患管理が重要である。このことから、既存の歯科口腔衛生指導料及び歯周疾患指導管理料については廃止し、口腔を一単位とした総合的な歯科疾患の管理において、一体的に評価することを検討してはどうか。(参考資料 1～2 頁)

< 歯科疾患の総合的な管理のイメージ >

1 総合的管理の対象となる疾患について

齲蝕や歯肉炎、歯周病、歯の欠損等継続的な口腔管理が必要な疾患

2 歯科疾患の総合的な管理の計画表に記載すべき内容

- ・患者の基本情報（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況等）
 - ・口腔内の状態（プラークや歯石の付着状況、歯や歯肉の状態等）
 - ・必要に応じて実施した検査結果の要点（エックス線検査等）
 - ・歯や口の病気と関連のある患者の生活習慣と改善目標
 - ・治療予定の内容
- 等

3 患者への情報提供の時期等

日本歯科医学会において取り纏められた「歯科疾患の総合的管理に関する基本的考え方」を踏まえ、疾患の管理計画立案時（急性症状がみられる場合は、症状が緩解した後管理計画を立案）や管理計画の内容に変更があったとき等歯科治療の進行状況等に合わせて情報提供を行う。

第2 安全で安心できる歯科医療を提供する環境の整備に向けた取組

1 前回示した論点

歯科の外来診療において、患者にとって安全で安心できる総合的な歯科医療環境の整備に向けた取組の評価を検討してはどうか。

2 前回の主な意見

- 患者にとって安全で安心できる歯科医療を提供する環境については、医療機関の当然の責務として行うべきものであり、特段の評価が必要なのか。
- 評価を行う場合の要件に関して明確にする必要があるのではないか。

3 具体的な取組の評価

患者にとってより安全で安心できる歯科医療を提供する環境として、

- ① 緊急時に対応できる技術を習得している歯科医師等を配置していること、
- ② 偶発症等の緊急時に適切な初期対応等が可能な医療機器の設置を含む院内設備を有していること、
- ③ 緊急時に患者の搬送を受け入れる病院・診療所との連携体制を確保していること、
- ④ 切削器具等口腔内で使用する歯科治療機材の患者毎の交換等を行っていること、
- ⑤ 歯科用ユニット毎に歯牙等の切削や義歯の調整時に飛散する細かな物質を吸収できる歯科用吸引装置を設置していること、
- ⑥ 患者にとって安心できる歯科医療を提供する観点から、上記①から⑤までの取組を行っている旨の院内掲示を行っていること、

といった取組を要件として評価することを検討してはどうか。(参考資料3頁)